

『西都商工会議所ギフト券』事業概要

1. 目的

経済の急激な下落に伴い、全国的に安価な商品へと流出している。このことは西都市内においても例外ではなく、市内の購買力は宮崎市へ流出しているのが現状といえる。このことを踏まえ、市内購買力の永続的な流出防止を目的として本商品券を発行する。

2. 事業の概要

- | | |
|--------|---|
| ①発行団体 | 西都商工会議所 |
| ②参加店数 | 西都市内商工業者（280店舗 令和7年1月1日現在） |
| ③参加資格 | 西都市内において事業を営み、且つ店舗を有する事業者 |
| ④換金手数料 | 参加店は商品券による売上に対し換金手数料として、
<u>西都商工会議所会員1% 非会員5%を支払う。</u> |
| ⑤販売方法 | 西都商工会議所での窓口販売 |
| ⑥換金方法 | 5営業日以内に登録口座への振込（但し、宮崎銀行西都支店以外の口座は振込手数料を相殺させていただきます。） |

3. 商品券

- | | |
|-----------|---|
| ①商品券の名称 | 「西都商工会議所ギフト券」 |
| ②発行額面 | 1,000円券 |
| ③使用期間 | 発効日より6ヶ月間 |
| ④プレミアム率 | 無し |
| ⑤販売単位 | 1枚から |
| ⑥販売先 | 市内外消費者 |
| ⑦購入限度額 | 購入限度額は設けない。 |
| ⑧利用限度額 | 1商品に利用できる金額の限度額は設けない |
| ⑨取扱事業者 | 西都市内すべての事業所を対象とするが、参加店の申込み手続きをした事業所とする。 |
| ⑩利用対象商品 | 参加店が取扱う全ての業務（商品、サービス）を対象とし、商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う。 |
| ⑪つり銭、払い戻し | 応じない。 |

4. 商品券使用厳守事項（商品券への記載事項）

- ①本券購入後の返品は出来ません。
- ②本券は西都市内の参加店のみで使用できます。
- ③本券は現金とのお引換えはできません。
- ④本券での公共料金の支払い、他の商品券及び有価証券の購入は出来ません。
- ⑤本券の盗難、紛失について発行者はその責任を負いません。
- ⑥本券使用时、つり銭は支払われません。

